

平成 21 年 11 月 20 日

株主及び債権者 各位

東京都中央区晴海三丁目 12 番 1 号
株式会社共同紙販ホールディングス
代表取締役社長 郡 司 勝 美

合併公告

当社は、合併により河内屋紙株式会社（住所：東京都中央区晴海三丁目 12 番 1 号）及びはが紙販株式会社（住所：東京都中央区晴海三丁目 12 番 1 号）の権利義務全部を承継して存続し河内屋紙株式会社及びはが紙販株式会社は解散することにいたしました。効力発生日は平成 22 年 4 月 1 日であり、当社は、会社法第 796 条第 3 項に基づき株主総会決議を経ずに決定いたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は河内屋紙株式会社及びはが紙販株式会社の全株式を所有しており、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項及び第 5 項に基づき、この合併に反対で株式買取請求をされる株主は、合併の効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内にお申し出ください。
4. 合併当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当 社：金融商品取引法による有価証券報告書提出済
河内屋紙株式会社：平成 21 年 7 月 23 日付官報 88 頁（号外第 154 号）
はが紙販株式会社：平成 21 年 7 月 23 日付官報 88 頁（号外第 154 号）

以上